

1 開会宣告

2 理事者あいさつ

3 署名委員の指名

4 議 題

(1) 本会議の運営について (資料1)

(2) 本会議における討論の運用について (資料2)

(3) 議会改革調査特別委員会における調査項目「議会基本
条例について」の検討方法について (資料3)

5 閉会宣告

5月29日（火）

- 1 開会・開議宣告
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 会期の決定（1日間）
 - 4 諸報告
 - 5 常任委員の選任
 - 6 議会運営委員の選任
 - 7 辞任許可に伴う特別委員の選任（追加日程第1）
 - 8 監査委員選任の同意方について（除斥）（追加日程第2）
 - 9 農業委員会委員の推薦方について（除斥）（追加日程第3）
- 【議長指名】
- 〔一 括〕
- 【議長指名】
- 【議長指名】

〔休 憩〕

（休憩中各委員会を開会し、正副委員長等を互選）

〔再 開〕

- 10 各常任委員会報告
- 11 各特別委員会報告
- 12 議会運営委員会報告
- 13 新監査委員あいさつ
- 14 閉会宣告

平成 24 年 5 月 28 日
議会運営委員会資料

議員各位

板橋区議会議長

石 井 勉

(公印省略)

本会議における討論の運用について

本会議で議案並びに請願及び陳情（以下「議案等」という。）に対する討論を行う場合は、次の期日までに議長あて申し出を行うこととする。

- 1 常任委員会及び議会運営委員会に付託された議案等については、討論を行う本会議の3日前（休日は除く）の午後5時までに申し出るものとする。

ただし、議案等の審査日が本会議の3日前を過ぎている場合には、当該議案等を審査した委員会の終了後、直ちに申し出るものとする。

- 2 特別委員会に付託された議案等については、当該議案等を審査した委員会の終了後、直ちに申し出るものとする。

議会改革調査特別委員会における調査項目「議会基本条例について」の検討方法について

1. 経緯

平成 24 年 4 月 26 日の議会運営委員会において、議会改革調査特別委員会報告書の取り扱いを審議し、調査した 27 項目の分類を決定した。この中で調査項目「議会基本条例について」は議会改革調査特別委員会に詳細な検討を要請するとの分類をしている。

しかし、議会基本条例を含む議会運営に関わる最終決定を行うのは議会運営委員会であるため、議会改革調査特別委員会でどの程度まで検討を行うのか、方向性を示すことにより、今年度の同特別委員会における検討の円滑化を図る必要がある。

2. 検討内容（案）

- (1) 議会基本条例の必要性。
- (2) 議会基本条例の先進事例の調査・研究。
- (3) 議会基本条例の案に盛り込む項目の検討。

(例) 目的、議会活動の原則、区民と議会の関係等

- (4) 議会基本条例の条文案の検討。

3. 検討方法（案）

案 1	上記 (1) を検討。
案 2	上記 (1) (2) を検討。
案 3	上記 (1) (2) (3) を検討。
案 4	上記 (1) (2) (3) (4) を検討。

4. 議会運営委員会理事会の協議結果

本日開会された議会運営委員会理事会において、案 2（議会基本条例の必要性及び先進事例の調査・研究）に基く検討を行うよう、議会改革調査特別委員会に対し要請する旨、決定した。